

議会改革特別委員会会議録

開閉日時 令和 7 年 11 月 13 日 (木) 午前 9 時 56 分～午前 11 時 10 分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

1 番 橋本 友樹、 2 番 荒川 義孝、 5 番 野々山 啓、 6 番 今原ゆかり、
7 番 福岡 里香、 8 番 岡田 公作、 10 番 北川 広人、 11 番 鈴木 勝彦、
12 番 柴口 征寛、 13 番 倉田 利奈、 14 番 黒川 美克

オブザーバー

議長 (3 番) 神谷 直子

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 1 名

6. 付議事項

- 1 反問権の明確化について
- 2 自由討議のあり方について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてですが、本件については、副委員長の荒川義孝委員を指名いたします。

本日の案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりです。

《議 題》

1 反問権の明確化について

委員長 この件につきましては、前回の委員会において、反問を行使する際の取り決めを、一度明文化してみましょうということで、一旦こちらで持ち帰りとさせていただいておりました。既に皆様には資料として配付しておりますけれども、これは前回まで皆さんから伺った御意見を基に議長と相談の上、作成したものであります。

本日はこれを基に協議をしていきたいと思いますので、まず資料について簡単に説明をさせていただきます。

資料の2ページ目を御覧いただきたいと思います。

反問についての必要事項として、4つの項目に分け、表にまとめてあります。要綱として規定するか、申合せにするかについては意見がまとまった段階で決めていきますので、まず内容についての協議をお願いしたいと思います。

初めに、項目1につきましては、反問の目的を明確化するため、資料のとおり明記しております。

次に、2. 反問の趣旨（範囲）でありますけれども、これまでお示ししてきた①から③の範囲で議長等が許可することができる旨が規定されています。また今回、①と③の順番を入れ替え、反問する段階順に表記をしております。段階という言い方が正しいかどうか分かりませんけれども、①、②、③というふうにすると、どうしても重要視される順番みたいに思われがちです。

そうではなくって、本来の反問の意味というものを、こういった場合に反問というものが出てくるだろうということを、それを考えると、前回までの①、②、③の言い方よりも、①と③を入れ替えたほうがより分かりやすいのかなということで、そのようにさせていただいております。

次に、項目3の留意事項につきましては、反間にかかる時間の取扱いとか議員の責務、議長等の議事運営に関することをそれぞれ明記をさせていただきました。

最後に項目4ですけれども、一般的な反問の流れを規定しております。実際の運用において運用が煩雑であったとの声もございましたので、しっかりと明記し、執行部にも共有をしていきたいということで、このように作らせていただきました。

これで、ざっとで恐縮ですけども、説明とさせていただきますけども、質問等がございましたらお願いをいたします。

問（13） まず、これっていうのは委員長（案）っていうことになるんでしょうか。

委員長 これは議長（案）として考えていただければいいかと思います。議長と私と、それから事務局のほうでこういうふうにしたらどうだということで、こういうふうにしたらどうだっていうのは決定事項として出したわけではなくて、議論の種を出させていただいたということで御理解をいただければと思います。

問（13） まず質問でいいですかね。ここを訂正したほうがいいっていうんじゃなくて、質問でいいですか。

委員長 はい。質問をお願いしております。

問（13） 今のまづ2の反問の趣旨のところの①と③を入れ替えるところについては、もう一度ちょっとその理由について明確にしていただいてよろしいでしょうか。

委員長 基本的に反問っていうのはどういうときに出でてくるかっていうと、議員側から質問あるいは質疑をしたときに、当局側が答弁をしかねる、そのしかねるっていうのは、答弁すごい嫌だという意味じゃなくて、どういう答えを出してあげることがいいのかというところの判断がつかないような質疑、質問があった場合に、多分反問っていうのが出てくるんだろうという想定であります。ですから、質問の意味が不明なときまたは質問内容の確認というのは、極論を言えば、ちょっと聞きにくくて質問内容がしっかりと伝わらなかったからもう一回お願いしますみたいなものも含めると、そういうところから言われている質問が、例えばこのことと、このことと、このことっていうふうに明確に分かればいいんですけども、最終的に何を答えとして求めておるのかっていうのがつかめないような質問になってしまっていた場合、そういった場合は、これにつ

いて聞いて見えるんですかという、これについて聞いていると思いますからこう答えますという答弁は結構ありますけれども、だけどそれはそうではなくて、これについて聞いてるんですかつていう逆に尋ねてくる場合、これが1番の部分です。

それから、2番の質問に対して疑問があるときというのは、これは例えば議員からの質問の中身に対して、そういう事実があるかないか分からぬという、裏付けが取れてないようなものを引き合いに出されて質問されてもこれについて答えることができないと。だから、その中身をしっかりと教えてくださいというような部分、これが疑問ということで2番に入っています。

それから、3番の質問議員の考え方の提示の要求。これは本来、議員は自分の考え方を、意見を言うんではなくて質疑、質問をすべきなんですけれども、でも、その議員の考え方をしっかりと聞かなければ、それに対する答えをしっかりと返してあげることができないという判断をしたときに反問するというのがこの3番に当たります。ですから、今言ったみたいに3番というのは、本当に、本来であればそれを踏まえる必要はないのかもしれませんけれども、やっぱりこういうふうに考えてるけど当局はどう考えるんだという質問って結構議員はされると思うんですよ。でも本来は、それは議事進行的に言うと、御意見を言う場ではなくて質疑を質問をする場ですから。よく意見を言わずに質問してくれという話が出ますけれども。ですから、1番に入れるべきではなくて3番目にしたほうが本来の姿だろうなということで、この順番を入れ替えたということです。中身は変わってないですから、意味合いとしては。重要度もそんなに変えてるつもりはありません。番号は単純に振ってあるだけと考えていただければいいですけども、一応、文脈として書く場合には、範囲の広さみたいなものの順番がこういう順番になるのかなということで、こういうふうに変えさせていただいたということです。

問（13） 今のお答えいただいたことでちょっと分からぬことがあるんですけど、今のこの2の質問に対して疑問があるときっていうところなんんですけど、これに関しては今のお答えでいくと、例えば自分がこういうエビデンスを持って話しているということで、当局がそのエビデンスについて細かい内容はこちらとしては把握してないからどうなんだって聞かれてしまうと、そこははっきり言って答えなきやいけないのかなと思うんですよね。それは議員のその人の責任でもって発言していることなので、それが間違っていることであれば、例えば当局のほうから当局としてはこういうデータですので、その議員がおっしゃってることについてはちょっとこちらとしては認識しておりませんがみたいなふうでお答えいただければいいかなと思うんですけど。そのエビデンスはどこから持ってきてどういうデータでどうなのかとか、いろいろ言わされたとしても、

そこで時間を取られてしまうっていうことはすごく議員にとって不利かなと思うんですけど、そのあたりはどのように考えればよろしいですか。

委員長 言っている意味はよく分かりませんけど、それがなければ、質疑、質問はできないでしょう。嘘八百並べ立てて質問するんですか。きちんと、極端な言い方ですけど、本当にそれ疑問があるから聞かれ、反問されるんですよ。疑問なく、これをきちんとこの方は責任持ったデータに基づいて質問してるんだということであれば反問されませんよ。だから時間取られる、取られないって話とは全然別じゃないですか。

問 (13) 私は結構これまで取られてきたなっていう思いがあるもんですから。それで、もちろん私はデータっていうか自分で調査してきたことに対して責任を持って発言してるもんですから、それはそれでもしそれが間違ってるんであれば、それは間違ってますよってことで市民がそれはこの人はそういう議員に向いてないなとか、議員としてふさわしくないなっていうふうに判断してもらえばいいんですけど。例えば金額はどうやって積算したんですかって、何に基づいてますかとかっていういろいろ言われたとしても、本当にそこで時間取られてしまうっていうことは、いいですよ、例えば私はちゃんと調査の上、答てるもんだから、そういうものも事前に、いやここについては詳しく知りたいとか言って通告していただければ準備もしますけど、準備してない場合もあるし、何を聞かれるか分からぬ場合もあるし、それから、特に反問する時間を答弁に、答弁時間に…

委員長 ちょっと、13番委員いいですか。

反問されることを前提じゃないですよ、反問されないことが前提なんですよ。反問されないことを前提にこれを作ってるんですよ。だから今言われてるのは反問されることが前提になってませんか。

意 (13) だって、今まで数字、反問されてきたから言ってる…

委員長 だから、それはそのように相手側にしっかりとその正確性だとか出所だとか何とかが伝わってなければ、それは反問されると思うんですよ。何に基づいてやってるかっていうと、例えば新聞記事だとか、どこどこの学者さんのデータだとかということであればいいですけれども、単に数字だけを言われたときにその数字って何の数字ですかって当然聞きますよね。それは質問の仕方じゃないですか。それに対して、反問をされないやり方をやっていきましょうねっていうことがここ的目的ですよ、今回やってるの。

意 (13) もちろんそうだと思うんですけど、私は今まで別にこっちが数字言ったわけがないの

に向こうから数字を出せみたいなこと言われてるもんですから、そうなってくるとそれは困るっていうことで言ってるんですよ。そういうふうに言われたとしても、私はそのときにその数字に関するデータを持っていない場合もありますし、向こうからいきなり数字をどうなんだって言われたとしてもそれは持っていないこともありますので。なので、私はその質問に対して疑問があるとき、2番のことですよね、質問に対して疑問があるときということの解釈が先ほど委員長が言ったようでいいのかなっていうのと、別にそれでいいならいい、でも逆に言えばそうなると答弁時間が質問時間に含まれるってなってしまうと、本当にこれある意味、一般質問で私たち議員としての質疑をするっていうか自分の一応予定している時間があるもんですから、そういう時間を奪われてしまうということにもなりかねないなということで意見しました。

委員長 もう一回だけ言わせていただきますけれども、多分ほかの方は理解できてると思いますが、反問されることが前提ではありません。反問されない質疑、質問にしましょうというのが前提なんです。反問されたから時間取られちゃったと。だったらそれ質問の仕方が悪いという反省をすべきであって、反問することに対してどうだっていうことじゃなく、これは当局側になぜ示すかっていうと、反問というのは何のためにやるかということを明確に分かっていただくためにやるわけですよ。きちんと質疑、質問に対して明確な答弁をしてもらう。そのためにやるわけです。明確な答弁につなげるために反問というのはある可能性があるよという話であって、その中である程度ルールを決めていきましょうということで、今回、ここで議会改革の中で出しているわけですよ。ですから、前提をきちんと当初に置いていただいて、この中身を考えていただければいいのかなというふうに思いますので、ぜひそういう考え方で進めていただければと思います。

それともう一つ、議長あるいは委員会においては委員長が議事整理権をこれを行使していくわけです。ですから、反問 자체がおかしな反問であれば、それは当然反問 자체は認めませんし、それから反問の取下げを当然要求をすることもあるでしょうし、これはもう議員さんに対してだつて、当局に対してだつて同じだと思います。

ほかに質疑、質問ありますかね、中身に対して。いい悪いはいいです。意味が分からんとかそういうこと、それからこういうのが入ってないとかっていう御意見がもしあれば言っていただいても構いません。意見でもいいですよ。

意 (13) 意見もいいってことなので、まず一つ目として反問の目的のところなんんですけど、目的の内容のところなんですが、質疑の論点を明確にし、建設的な議論を深めるっていう文になってるんですけど、質問及び質疑の内容を明確にするでいいと思うんですね。明確にするっていう

ことが一番大事で、それが建設な議論を深めることにつながるかというと、そうではないという場合もあると思うので、内容を明確にするっていうだけでいいんじゃないかなとまず思います。

それから、留意事項の2点目なんですが、反問に対して誠実に答えなければならないってなってるんですけど、誠実に答えなければならないをわざわざここで明文化する必要があるのかなと思うんですね。はっきり言って、当局も誠実な答えがこの間私はなかなかないなって思う場面が多くありますし、そういう中で特に委員長とか議長が、答える範囲でいいですよってよく言われるんですよね。答える範囲でいいですよって言ってるのに、なぜ議員に対しては誠実に答えるなければならないというこの文が書かれるのかなっていうのが私はちょっと理解できないなというのと、一点、すごく私がこの間も疑問に思っていることが、反問権行使するのはいいんですけど、その前にまず答弁に対して答えずに反問権行使されて質疑をされることが多いんですね。ですので、やはりそれはきちんとこちらの答弁をしていただいた上で反問するならいいんですけど、そういうことをやっぱりやめていただくような形にしていただきたいと思います。

委員長 今、御意見として伺いましたけれども、これ私のほうから答えてよろしいですか。とりあえず原案を作ったという形の中でお答えさせていただきますけども、まず一番初めの論点を明確にしつつ、内容でいいんじゃないかというような御意見もございましたが、論点が分からなければ答えられないので、結局、内容と論点というと、内容は大雑把なイメージ、論点というのを例えばこの議案に対してのこれが分からぬとか、これはどうなってるんだとかっていう部分まで突っ込んでいくのが論点だと思うんですね。だからそういう点で言うと、明確に、結局、議員の問い合わせがどこにあるのか、それに対してきちんと答えてくださいっていうことを考えれば、論点という言い方がいいのかなということでこのようにさせていただいているということです。

それから2番目に言われた、誠実に答えるということで書いてあるということですけれども、これは反問権というのは、これは実際、議事法の中に反問権ってのはないんですよ。ないけど、高浜市議会では反問権をこういう意味合いで当局の方々に与えましょうと。与えましょうとかそういう権利行使していいですよということにしましょうということで今までやってきましたから、もう少し明確な形でそれを分かりやすくしようということで今回議題に上がってここまで来てるんですね。そういう点で言うと、反問してもそんなことを答える必要はないとかっていうふうなことも不可能ではないんですね、議員さんの回答としては。だけど、先ほど言つたみたいに、議論を深めるとか市民に分かりやすい質問あるいは答弁ということをつくり上げて

いくためには、当局側が分からぬところを明確にしてあげるっていう誠実さがなければそこにつながらないわ�ですから、自分の質問にしっかりときちんとした答弁をいただくためには、誠実に答えましょうということを書いてあるというふうに読み取っていただければと思います。

それから、もう一点が、答弁をしてから反問すべきだという話がありましたけど、答弁ができないから反問をして、明確な質問の内容を聞いて、それから答弁するというのがこの反問というテーマで話している中でのことですので、ですから当然答弁をしてその答えが自分の思う答えでなければ、またそれに対して質疑、質問をされるじゃないですか、議員さんが。そうすると同じ質問をされたって同じ答えしか出せないということであれば、申し訳ないけど、もう少し、どういう部分を細かく答えればいいんだということを聞いてくるというのは、これはある面、反問ですよね。だから、通常は答弁してから、答弁が分からぬから反問するってのは通常だと思います。答弁があって、その答弁が議員さんの求めてるものじゃないということを議員さんが感じたときには、当然、次の質問になるわけですから、それで分からなければ、そこで反問が出てくるという順番が、反問の出てくることだと思いますので。だから、反問が先か、答弁が先かっていうと、今言った順番で言うとどちらでもいいと思いますから。

意 (13) 今まで、やはり反問権を行使をして、いわゆる論点をちょっとずらされるようなことを言われることが何回かあったんですね。そうなってくると、やはりこちらが聞いてることを答えないようになってしまうということがあるので、そこは議長の采配、委員長の采配でやっていただけるということですね。

委員長 今までどうだっていうと、例を挙げられても困りますけども、質疑、質問に対して当局側が答えているものが合ってなければ、合ってないということで、当然、質疑、質問された議員さんのほうがそういう答えが出るまで、質疑、質問されると思うんですよね。それで、その質問の仕方では、答え方がこういう考え方しかできないということであれば、そこで反問なり何なりしてもう少し違った形で、我々というか議長と委員長やった方は分かると思いますけども、例えば繰り返しの質問になってますと。同じ質問いくらしたって、例えばできないものはできないって話しあり返ってこないわけですよね。だから質問をえてくださいとかいうことをよく言いますよね、議事整理の中で。だからそういうことで言うと、それはぐらかされたとかって言うんだったら、それは質問の中で再質問をしていくていただければいいと思いますし、もっと言えば、我々ここで議員さんしかいませんからはっきり言いますけれども、自分が質疑、質問をしたことに対して明確に答えが、自分の思う答え、思う答えというのは、やれっていうのをやらないって

いう意味じゃなくて、そうじゃなくて、自分が求めてることに対する回答になってるか、なつてないかっていうのはその議員さんの資質の問題ですよ。それをいかに言葉で上手に伝えていくか。これ言論の府ですからね、議会っていうのは。だから、いい答えが返ってこないんであれば、議論がかみ合ってなければ、それは自分の聞き方が悪いという反省をまずすべきです。で、言い方を変えるなり視点を変えるなりして、同じことに対する質疑、質問をすればいいと思うんですよ。なおかつ、分からなければ、相手側が意図が分からんとか、考え方をちょっと聞かせていただかないと、どこの部分を重要視して答えたらいいかが分からんとかっていうことがあれば、反問権を使って尋ねてくるというのが、想定される今我々が考えてる反問権ということだというふうに思うんですけども。だから、今からこれで議事進行を行っていく議長さん、それから委員長さんはそういった部分を含めて、結局、言っておきますけども、論争をするわけじゃないですからね。質疑、質問に対する答弁をするという話だけですから、それに対して行ったり来たりっていうことはあり得ませんから。あくまで反問っていうのは、答えるために、もう少し答えるためのヒントをくださいっていうことが、相手側が使う反問ですので。

「…今までがおかしい…」と発声するものあり。

委員長 今までどうだじゃなくて、そういうことがあってはならないから決めましょうという話をしてて、これをテーマに挙げてるんです。

不規則発言あり

委員長 すいません、倉田委員。

先ほど言いましたよね。議長と一緒にこれ作った立場で答えますけどということで。それで、私が今言っているのは前提の話です。ここの中身についてのことは、今私が言った前提があって、これを作ってきたんですよっていう話です。それが理解されてないと思ったから、お話をさせてもらったんです。反問権を与えるっていうことは、当局側に対する気遣いをするわけじゃないんですよ。自分たちがいかに責任を持ってこの質疑、質問をやっとるんだっていう態度の表しなんですよ。決してあめを与えるわけではありません。それをきちんとしておかないと、何でもかんでも反問っていう話になってっちゃうんです。

だから、先ほど倉田委員が言ったみたいに、今まではっていう話がありました。確かにそういう場面があったかもしれません。それは反問権をいいように使われちゃうだけで、本来の趣旨が分からずに当局側に伝わっているのかもしれません。だからきちんとしましょうということで、今回こういうふうな形で出してきたわけです。

分かりにくいかもしれませんけども、明文化したほうがよりいいだろうということで今回明文化をさせていただいたんですけども、そうすると、ここまで書く必要があるのかとか、これが足らないんじゃないのかなというような意見があるかということで、今日一番初めの議題に挙げさせていただいたということです。

ほかに、質疑とか意見とかございますか。

意（13） やはり当局が、今言われたように、どういうふうに使ってくるかっていうところについてのある意味制約っていうところでいくと、やはり留意事項の（1）の部分で、反問を行う場合の反問時間及びその答弁ともに質問時間に含めるとなっているので、これをやはり反問する間はやはりその議員、私もすごく長時間答弁をされて自分の時間がなくなってしまったという経緯がございますので、やはりそういうのを含めるっていうことはやめていただきたいというところでございます。やはり反問を行うっていう場合には時間を止めていただきまして、反問終わったらまた時計を進めていくっていう形にしていただきたいと思います。

委員長 ほかに。

意（2） ちょっと今の倉田委員の発言に関して、ちょっと私も考えるところがあったんですけど、結局、反問をもらうってことは自分の質疑が至らなかつたなっていう部分があって、ちょっと時間を含めるのはどうかなっていう部分、ちょっと反省の意味で含めなくてもいいのかなと思っております。

委員長 ほかの部分も含めて御意見とか質問とかございますか。

問（11） 反問の趣旨の中の①、②、③とあるんですけども、場面によっては②から行ったり、①から行ったり、③から行ったりっていうことはあり得ると考えてもいいかなと思いますけど、そういう考え方でよろしいですか。

委員長 先ほどちょっと触れましたけども、この①、②、③というのはあくまでその順番という意味ではなくて、重要度という意味でもなくて、こういうことが想定されるっていうことを3つぐらいの項目に分けたということで御理解をいただければと思います。この言葉の中にも結構範囲があるので難しいと思いますけれども、これはやっぱり、要は、議会あるいは委員会をさばい

ていく議長、委員長さんの裁量のところに入っていくと思いますけども、これは含めながら皆さんの反間に値する、しないっていうところが委員長、議長に委ねられるっていうところに関しては、これはそうするしかやりようがないというのが一つですので、ですから、これについては御容赦いただければというふうに思っております。

意 (13) もう一個いいですか。反問の趣旨の③の質問議員の考え方の提示の要求というところなんですけど、やはり議員は、先ほど委員長がおっしゃっているように質問するっていうことが大前提なんですね。そうなってくると、これを当局側が見たときにどう判断をされるのかなっていうところで、書き方をもうちょっと変えたほうがいいんじゃないかなと思います。

例えば、一例今はぱっと思いついたのが、質問議員の質問に対する…今、思いついたけど忘れちゃった…ド忘れしちゃいました。

ちょっと考え方の提示の要求っていうふうだとちょっと分かりづらいかなって、これだけだと分かりづらいかなというところで、説明をしていただければいいんですけど、もう少し分かりやすい表現方法にしたほうがいいかなと思いました。

委員長 それでは、今日ここで決定するものではないというふうに思っております。事前に皆さんにお示しはさせていただいたんですけども、もう一回持ち帰っていただくということと、それから、これ自体を例えば申合せとするのか、あるいは要綱みたいな形にするのか、それも次回はちょっと考えていただきたいなと。それから、いつからの運用にするという、もうこれ12月定例会もすぐ始まりますので、いつからの運用にするのかというところもぜひ考えていただければと思います。ただ、いつからの運用っていうのは、これ決まってないから12月定例会は反問権はありませんよという話ではないですから、反対に言うと、もう12月定例会からこういうイメージでいきましょうみたいな形でスタートをさせていただいて、明文化するんであれば、こういう文面にしましょうというのは後からでもいいんですよ。で、それを申合せにするとか要綱にするとかっていうのも後からでもいいんです。ですからそこのところを、12月定例会は目前ですので、もし御理解がいただけるんであれば、今、反問権というのはもう存在しているわけですから、その反問権をこういうイメージでやっていくものだというところ。今日、議長さんも見えますので、そういうような形でどうかなというふうに思うんですけども、これについてはどうでしょうか。

意 (11) 今、委員長の言われたように、これを準拠しながらお試し期間ということか、12月議会はこれを基本に進めていけばいいんじゃないかと思いますし、この提起された内容について疑

問点があれば、またここで議会改革で審議すればいいかなと思ひますので、12月はこれを基準に準拠しながら進めていってほしいと、そんなような考えを持ってます。

委員長 分かりました。特に気をつけてやっていかなきやいけないだろうなと思うのは、質問をネタに当局側と討論というか論争になるような場面っていうのはあってはならないんですよね、それを反問権としてやってるわけじゃありませんので。あくまで質問に対して反問が出た、その反問に対してそれを議員さんが答えて、なおかつその質問をするということで、そこで1回ずつ区切っていかないと、その反問の答えに対してまた反問するみたいなことをやり始めちゃうと、それは争点がずれていいくこと、あるいは違った議論になってしまいますので、そのところは上手に議長さんのほうにやっていただければというふうに思いますけども。一応イメージですね、こういうイメージで12月定例会では、もう少し今までとは違う厳格な形で進めていきましょうということで御理解をいただいたと思います。

それから、申合せとするか要綱にするか、あるいは文脈どうするかっていうのは、次回までにまた皆さん方から御意見を事務局のほうに頂戴をして、それから議論をさらに進めていくという形にしたいと思いますけども、それでよろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、よろしくお願ひをいたします。

2 自由討議のあり方について

委員長 この件につきましても、事前に各会派の御意見を提出していただき、ありがとうございました。こちらも事前に配付させていただいておりますけれども、改めて各会派の御意見を、補足を含めて、ございましたら発表をお願いしたいと思います。

はじめに、市政クラブさん。2番、荒川委員。

意（2） 市政クラブにつきましては、前回お出しした内容とは変わっておりませんが、ちょっと補足させていただきますと、今回、他会派の皆さんの御意見を拝見している中でポイントとなるのが、やはり従来のやり方っていう部分もあります。これ4日目で各派代表者会開いて、その後、議運っていうふうに至るんですけど、この時点で議案に対してやっぱり疑義や論点、そういう

ったもの、問題点とかそういったものが明確になってくるかといったら、なかなかちょっと難しい部分もあって、それを含めて委員会の中で動議を出し、審議の中で動議を出してやっていくと、より円滑に動くんじやないかなっていうことがまず第一点。

もう一点が、やはり委員外議員の参画についてであります。基本的には高浜市の会議規則の中で、委員外議員は審査及び調査中の事件については必要があるときは出席して説明または意見を聴くことができるとされておりますが、今回、自由討議、委員会で実施するに当たってまず一点が、所管委員会に付託された案件ということがあって、議案に対して説明とか意見っていう部分は少々可能な部分あるんですけど、自由討議という部分につきましては、やはり議論をして結論を出すといった部分があるものですから、その部分については所属委員でやっていくべきではないかなというふうに考えるところもあります。

ただ、委員外議員につきましては、意見、考えを表明する場としては、最終日のところの本会議の討論がありますので、そこで表明すべきではないかなと考えるところでもあります。

委員長 続きまして、公明党さん。6番、今原委員。

意(6) こちらに書かせていただいたとおり、基本的には現行のままでいいと考えております。

また、皆さんの意見を聞いて考えていきたいと思います。

委員長 次に、共産党さん。12番、柴口委員。

意(12) 基本的には現行の運用どおりかなと思うんですけど、委員会で問題とか出てきたら動議とかでそれを取り上げるっていうのは可能にしておくのがいいのかなと思っております。

委員長 ということは、現行の運用方法でやるけども、委員会開催のときに動議でもやれるようにするということですか。

意(12) そうです。

委員長 そういう意味ですね。はい。分かりました。

続きまして、高志クラブさん。8番、岡田委員。

意(8) 記載のとおりです。

委員長 続きまして、新政会さん。14番、黒川委員。

意(14) 僕も、今先ほど柴口さんが言われた意見で結構です。

委員長 続きまして、高浜市民の会。13番、倉田委員。

意(13) やはり4日目の後に委員会、各常任委員会、特別委員会が設置されるということになりますので、その時点でやはり当局からの答弁を聞いた上でこれは自由討議が必要だというもの

も出てくると思うんですよね。そういうことを含めると、やはり自由討議の案件となると判断した時点で動議で設置をどの時点でも求めることができるということでいいのかなと思っております。

ちょっとここは市政クラブさんと意見が違うんですけど、例えば今は議員も定数減らされ、14名ということで減らしてきている中で、また今議員も13人しかいないということになりますと、7人と6人なんですね、常任委員会が。7人と6人で、6人のほうで委員長が1人立つと結局5人でしか自由討議ができないということで、やはりそういう点におきましては広く市民の代表として出てる議員が全て討議に参加できるということにしたほうがいいのではないかという考え方でございます。

それから、委員会に所属していない委員も委員外議員の発言として、例えば、私の場合、先に総務建設委員会なんですけど、総務建設委員会の後に福祉文教委員会があったときに、全ての議員が討議に参加できるということであれば、その福祉文教委員会の議論を聞いて、委員会の質疑、答弁を聞いた上で、これはちょっと問題だなって思えば、そこで動議も委員外議員も発議できるということになれば柔軟な運用ができるかなということで、より多くの議員の意見が自由討議で反映されるのではないかということで、見直しということで案を出しました。

委員長 ちょっとイメージがよく分かんないんですけど、結局、委員会に委員外議員として参加をしてっていうことも言われてましたし、それから別の場面をつくれっていうようなことですか、全員でやるような。そのどういうところか、今言われたところが。書いてあるのもよく分かんなかつたんですけど、要は全員でやるってことですか。

意（13） 例えば、予算とか決算とかになると、やはり委員長以下、あと監査委員以下、皆さん委員なわけですので、やはりどんな議案に対しても自由討議っていうのは発議できると私は思っておりますので、それも含めると、やはり委員外議員の発議として、どこでも会期中であれば動議を発議できるし、それから、委員外議員に対しても自分の所属していない委員会の議案に対しても動議を発議してみんなで自由討議をできるという形にしたほうが、やはり高浜市議会の場合、もう議員の数が非常に少ないので、あまりにも例えば5人ぐらいで議論しているっていうのも、なかなか多くのいろんな視点で議論にならないっていうのも残念な話になりますので、できる限り多くの議員が参加をし、発議した上で皆さんがその上でしっかり考えて、賛成、反対を考えるようにしていただければいいかなと思います。

それから、ちょっと先ほど荒川議員の質問で、私、一点分からないことがあるんですけど、こ

れ自由討議したときってそこで採決って採ってるんでしたっけ。ちょっとそこがよく分からなかつたんですけど。ちょっと私も覚えていなくて、自由討議。別に自由討議でそこで採決しないといけないっていうのはどっか明確に書かれてるんですかね。一応、常任委員会で採決採りますよね。私としては、やはりそこで採ったとしても最終日にはそこで判断変わる人もいるわけなので、その前に逆にやるっていうのが私ちょっと意味が分からなくて、常任委員会の前にやってしまうと常任委員会での当局の答弁があれって思うことがあったとしてもできないということになつてしまうと思うんですけど、そのあたりどういうふうに整理したらいいんですかね。

意（2） 今の御質問なんんですけど、まず先ほどの案として、委員会の中ではまずやると前提した場合、今までもそうなんんですけど、自由討議やった後に委員会としての採決を出します。その前に自由討議をやるもんですから、その自由討議の内容についてやはりその委員会としての採決結果を出すものですから、委員外議員としての自由討議に対する影響という、それを与えた上の採決というか、結論出すのはちょっとふさわしくないんじゃないかなという点と、やはりどこでもできるっていう部分も先ほど言って見えましたけど、基本的にはやっぱり4日目の総括質疑終わった後からずっと今までやるかやらないかっていうのを決めてきた部分があるもんですから、やる部分はおのずと委員会しかないかなという部分があるのではないかというふうに考えております。

委員長 ちょっとこれも前提として一度皆さんにお示しをしておかなきゃいけないのは、高浜市議会は常任委員会制度を取ってます。2つの委員会があって、それぞれの委員会に所属委員というものを決めます。ですから2人以上の会派以外の方々はどちら側にしか入れないんですよね。同じ会派であったってあの人はこっち、この人はこっちですから、結局いわば会派じゃなくて議員という形で言えば、どちらかの委員会にしか所属をしてないということになります。

これが前提ですので、これはもう今自由討議とは別の世界の話ですから。だからそれを考えると、どこかで自由討議をやるっていう形を取るんであれば、委員会以外の場を設けないとできないということになるということと、それから、もう一つは、議案は委員会付託をされます。ですから、付託をされた委員会でより深い議論をするというのが基本ですので、それを考えると自由討議っていうのは委員会でしかできないんだろうなということを考えてます。みんなでやればっていう話であるんだったら、委員外議員の出席を認めることは認めておりますけれども、発言に関して、自由討議をするに当たっては発言を認めるという部分をつくらないと発言ができませんので、そのところが関わってくるのかなということで。とにかく常任委員会制度を取っている

ということを念頭に置いた中でこの議論をしていっていただかないといけないもんですから。でないと、その根本的に常任委員会制度をやめましょうという話をしているわけではないもんですから、そのところはしっかり念頭に置いて議論をしていただければと思います。

すいません。最後に凜々会さん。7番、福岡委員。

意（7） まず4日後に自由討議が決定した場合は、今、でも委員長が言われたので、その常任委員会はもう常任委員だけって言うんであれば、この今、私の考えは無理だなって思ったんですけど、とおりあえず思ったのは、別に委員外議員や一人会派の議員もその4日目にそうやって自分の委員会じゃないところの質問の中でも自由討議ができるってなった場合に意見が出せたらなって思ったので、こうやって決めました。一応、委員会中に自由討議やりたいってなった場合は、動議でできるっていうのは、私も思いました。

委員長 今、各会派さんから御意見、質疑もございましたけれども、聞かせていただきましたけれども、ほか、御意見ございますか。

意見なし

委員長 一つは、皆さんも覚えていらっしゃると思いますけども、4日目総括質疑の後の各派代表者会議で自由討議のテーマというものを出していただく、その後の議運で決定するというふうにしたのは、一人会派の方々も含めて、その委員会に所属をしてない方も含めて自由討議のテーマにすべきだという意見を伺うために各派代表者会でまず出していただくと。テーマが3つも4つも出てきた場合に、これは委員会の運営上、3つも4つもやるっていうのはなかなか難しいだろうということで、せいぜい2つぐらいに絞ろう、一つの自由討議に対しては、おおむね30分ぐらいを目安にしようと当時決めたもんですから、それでもって議運できちんと決定していくましょうということが今までの流れなんですね。それを今、皆さん方から出てきた意見の中でちょっとこれここを変えたらどうかなっていうのが、そういう手間かけずに委員会の中でそのときに手を挙げてこれをテーマに自由討議をしたいという動議を出して自由討議を行うことができるようにしてしまうという意見が今出ているよということあります。だから、それは動議を出すっていうのは委員会メンバーですから、その委員会に所属をしていない方から動議を出してなんてのはこれはあり得ませんので。ですから、委員会の中でも動議で自由討議ができるようにするということであれば、4日目の各派代表者会と議会運営委員会をやるのかやらんのかと、やらない

で委員会で決めるというふうにするのか、両方ともやるのか。これもちょっと含めてお考えをしてきていただきたいなと。結局、権利をあんまり奪いたくはないというところですよね。議員一人一人のこれに対して自由討議をやってほしいっていう、自分が例えば参加できなくてもやってほしい、あるいは自分が参加してこれやりたいという思いがあれば、4日目の各派代表者会議の中で出して、テーマでやっていくっていうこともありますし。昔これを決めたときはやっぱり4日目のときでは、4日目ぐらいにテーマが決まってないと自由討議をする準備期間がなき過ぎるだろうっていうことがあってこういうやり方にしたんですよ、当時は。だけど今考えると、委員会付託は当然されるわけですので、委員会のときにはもう十分に準備ができるはずですから、あえて4日目のところで聞く必要はないだろうというのが、多分、動議でもって自由討議ができるようにしようという意見だと思うんですけど。これ自由討議をやるっていう前提の中での運用の仕方の話です。

意 (13) 今の委員長の発言でいくと、ちょっと委員会付託ありきの御発言かなと思うんですけど、やはり私は自分の委員会じゃない議案についても、最終日にはきちんと採決をするっていう、きちんと判断をした上で賛成か反対なのか、認定か不認定なのかっていうところをしっかり決めないといけない立場なんですね。そうなってくると、例えばすごい40人とか50人とかの議会であれば、確かに委員会ごとにやるっていうのもいろいろなかなか難しいから、その委員会で例えば20人とか30人とか10人とか、少ないところだと10人とかでやるっていうのもちょっと分かるんですけど、高浜市みたいにこれだけ小さいところであれば、やはり自由討議は全ての議案に対してやらせていただきたいなっていう希望です。そうじゃないとなかなかこれだけの人数しかいませんので、市民の意見というか市民の代表者として出てる議員が5人ぐらいで議論っていうのも私はちょっと問題かなと思うもんですから、その委員会ありきではなくてやはり全ての議員が議論に参加して。だから委員会は委員会でやっていただければいいし、私はだからなんか別物みたいに考えたいなと思うんですけど、どうなんでしょう。

委員長 ということは、公式な議会の中の全員協議会みたいなそういう場を設けて自由討議をやるってことですか。そういうことですかね。

意 (13) そうですね。だから委員会だけでやるのでないで、そういう今おっしゃったような全協みたいな形で全員でその自由討議をやるっていう形にしていただけだと、多くの議員の発言というかいろんな方の考え方を聞けるかなと思うので、そうやっていただけだとより一層いいのではないかという提案でございます。

委員長 だから本会議の中に含めるしかないんですよね、全協で議案について議論することはできませんので。だから本会議の中でやるってことは、別日程でそういうものを設けるのか、総括質疑の後に本会議を閉会せずに自由討議をやるとかっていう方法だと思うんですけど、それはまたこの自由討議のあり方についてではちょっと難しい話になりますので。要は本会議の在り方を変えていこうという話ですから。先ほど言ったように、常任委員会をなくすとかっていうのと同じレベルの話になりますから。全員協議でやるっていうのはちょっと無理があると思いますので、違った形で出していただかないと。

意 (14) 今、いろいろと議論されておるんですけども、いわゆる最終日に、賛成討論、反対討論あるわけですよね。実際にその討論の中で、いわゆる自由討議の中でやるにしてみたって、自分はこのあれに対してどういうふうなあれだって、ただそれが全員でやるだけの話で、実際にはまだやっとる賛成討論、反対討論にしてみたって、全部の人が賛成討論、反対討論するわけじゃないもんと、僕もあまりやりませんけれども。ですから、僕は今までどおり僕は問題ないと思いましてし、それから、先ほどの話じゃないですけれども、いわゆる動議で、僕も前のいきさつを知りませんでしたもんと、委員長が言われたみたいに、いわゆるなぜ各派代表者会議でこの自由討議をやるかやらないかというのを決めるに、そういうことや何かにしてみたって、今言われてるよう、例えば委員会で動議で自由討議ができるようにすれば、何もわざわざ4日のときに総括の後の各派代表者会議でそれを決めて議運でやらなくても、別にそのときにはなかったけれども、いや、いろいろな人から聞いてみると、いや、こいつはこういうふうなことを言ってくれたほうがいいよっていうんだったら、たまたまその委員会に所属してればそこで動議を出せば自由討議ができるという話だったら、何もわざわざ各派代表者会議で決めて、それからまた議運を開かなくても委員会で動議を出せば討議ができたから僕はむしろそのほうがいいのかなと。そういうふうに思いましたけれども。

意 (13) 今の発言だと、各常任委員会なり特別委員会の中で動議を出してやるってことですね。それで動議を出して、議案第何号については自由討議を発議しますみたいな形で申し出てやるっていうことですよね。それも一つやり方だなって今お話を聞いて思つたんですけど、以前は、コロナになる前は委員会のときでも、例えば常任委員会だったら前の列に常任委員会の委員が座ってて委員外議員は後ろに座ってたんですよね。だからやっぱり委員外議員の発言っていうのができたと思うんですよね。なので、委員会で自由討議をやるっていうんであれば、やはりそういう形で委員外議員の発言を、例えば委員外議員の発言を求める、発言の許可を求めるみたい

な形で手を挙げてやるっていうのも一つなのかなとは思いました。

委員長 ほかにございますか。

意 (11) 自由討議の事前申告ですね。 ちらはクラブ 6 人おりますので、クラブの中でもいろいろ意見が違うとこあるもんですから、できれば事前に自由討議をこの案件でやりたいというのを提示していただいて、委員会のところで動議を出してやっていただいても構わないし、この 2 つを併用していただければ、うちのクラブとしても意見統一をしながら、この委員会の中で統一した意見が言えるのではないかと考えますので、従前どおりの 4 日目までに申告をして、委員会で緊急動議も受け入れていただくという方法がいいのではないかと考えます。

委員長 それでは、ちょっと論点を絞っていきます。

まず、自由討議は、運用は置いといて、自由討議をやるべきだと。これは皆さん、統一的な御意見でよろしいですか。御賛同いただけますか。

異議なし

委員長 では、自由討議をやるということで、これはまず決定をさせていただきます。

それから、現行どおりっていうのと、それからまた委員会開催中の動議による決定も認めるという意見がございましたけれども、これについてはどうでしょうか。

御意見、皆さん、御賛同が取れるんであれば、現行どおり個別の意見で 4 日目の後の各派代表者会で自由討議のテーマを決めるっていうのと、それから、委員会開催中の動議も認めるという、この両方、ミックスでいきますということでおよろしいですか。

異議なし

委員長 では、それも決定とさせていただきます。

次に、委員外議員の発言を認めるかどうかということですけれども、発言を認めるか否かっていうことよりも、自由討議の場合は発言ではなくて参加という形になってしまいますので、ちょっと意味合いが違うと思うんですよね。 例えば、委員長なりが委員外議員さんの御意見もこの委員会の採決においては必要だという判断をした場合に、御意見を例えればいただくっていう場面は想定できると思うんですよね。 だけど、自由討議っていうのはある程度の時間、何度もお互い議

論をし合うと、討論をするわけですから。ですから、それはもう発言という話ではなくて参加という形になります。これに関してだとちょっと委員会制度を設けてるっていうことと、それからもう一つは各委員会に付託をされるということから考えると、ちょっと難しいのかなという気がするんですけども、ここのことろはどうでしょう。

意 (11) 委員外議員の方に、自由討議 30 分という枠の中で討論するわけですけど、今言ったように委員外議員の方に時間を取られて、本来、常任委員会の委員に付託された自由討議の時間を取られるっていうのは、いささかこの委員会の中での議論が損なわれるという意味合いからすれば、やっぱり議長から各委員会に付託された案件について自由討議を行うというのが一番いいのではないかと思いますので、委員外議員の発言はしないと、入れないということが私はいいと思います。

委員長 先ほど 13 番議員さんが言われた部分もありますけども、過去に、例えば議員定数削減だとか、これは我々のこここの話ですからあれですけども、全員協議っていう形で本会議の中でやったことはあります。何回かありますけれども、委員会付託をせずに全員協議ということで本会議場でやるということもこれは不可能な話じゃないんですけども、自由討議という意味じゃないんですよ。結局、特に議員定数のときなんかだと、要は議員間の話しかありませんので、当局側に意見を求めるっていうのはほぼゼロですので、ですから全員協議っていう形でやったんですけども。それからもう一つは、全員協議になったのは、議員提案で出てくるもの、例えば条例ですか何かに関してはそういったことをやったりだとかもしました。ただ、やっぱり質疑とか考え方のお示しだとかそういうところに注視をする場面ばっかりですので、自由討議というイメージではないですね、やっぱり質疑と答弁という形になっていきますから。だから、委員外議員の発言というか参加ですね。参加を認めるかどうかっていうことに関して、皆さん御意向いだいて、また次回御返答いただければというふうに思うんですけども。

今日のところは自由討議をやるっていうことと、それから現行どおりの運用プラス委員会開催中の動議による実施。で、動議による実施ですから、あくまでも動議が採択されなければ実施には至りませんけれども。その辺のところは委員会のルール、会議規則のルール上で進めていくというところ、ここまで決定をさせていただきますので、委員外議員の参加に対してどうするかというところを一度御意向をいただければということで、次回に持ち越したいと思いますけども、よろしいですかね。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 ありがとうございます。では、自由討議のあり方については、以上とさせていただきます。

それでは、ここで議長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

議長 それでは、前回の議会改革特別委員会において、テーマ3趣旨採択についての協議の中で、今後、請願・陳情の採決において、採択、不採択のいずれかとすることで決定をされたことと思います。つきましては、この運用を12月定例会からとしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。以上です。

委員長 議長のほうから趣旨採択の取扱いについてということで説明がございましたけれども、この12月定例会から高浜市議会の運用として、請願・陳情の採決において、趣旨採択という選択肢を含めず、会議規則第134条第1項のとおり、採択、不採択のいずれかとするということでお願いをしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 なお、最終的には議会運営委員会で協議、決定となりますので、御承知おきをお願いいたします。

それから、次回の議会改革特別委員会ですけれども、できれば年内に何とかもう一回やりたいんですが、本会議の終了が17日ってことは非常にタイトなんですね、本会議中にもっていこうと思うと。ですから、その次の週で12月22日からの週で、22とか23とかでお願いができると思うんですけど、22日の午前10時、どうですか。

(委員会で日程調整)

委員長 では、12月22日、月曜日の10時、議会改革特別委員会を開催しますので、よろしくお願ひいたします。(後日、再度の日程調整の結果、12月23日、火曜日へ変更)

それでは、本日の案件は全てこれで終了となります。

以上をもって、議会改革特別委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 11 時 10 分

議会改革特別委員会委員長

議会改革特別委員会副委員長